

「入札説明書」に関する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答	回答公表日
1	4	第2	3	(2)	イ ⑥	-	統括責任者が(ア)のa,b、(ウ)のa,b,cをすべて保有している場合、統括責任者と主任技術者及び作業主任者を兼務できますか？ 1名のみ提示でよいですか？	必要な資格要件を満たしている場合、統括責任者と主任技術者の兼務は可能です。主任技術者と作業主任の兼務についても、入札説明書10ページ第2 3 (2) イ ⑥ (ウ)のとおり兼務が可能です。 ただし、統括責任者と作業主任者の兼務は想定していません。	令和8年8月28日

「仕様書」に関する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答	回答公表日
1	全般	-	-	-	-	-	令和7年度時点での積算仕様書について9年度以降労務単価・物価上昇に対して増工等は受注者側から発議可能でしょうか？	各業務契約書に定める「賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更」の規定に基づき対応します。 該当条項 ・統括管理業務契約書 第25条 ・計画的維持管理業務契約書 第32条 ・日常的維持管理業務契約書 第31条	令和8年8月28日

「様式集」に関する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答	回答公表日
1	64～75	様式Ⅳ-5～Ⅳ-13	-	-	-	(技術提案書 様式)	概略図及び写真等を圧縮して添付してよいか？	様式内への貼付けが可能です。圧縮する場合は、内容の確認に支障がないものとしてください。	令和8年8月28日
2	64～75	様式Ⅳ-5～Ⅳ-13	-	-	-	(技術提案書 様式)	概略図を添付してよいか？	様式内への貼付けが可能です。	令和8年8月28日
3	64～75	様式Ⅳ-5～Ⅳ-13	-	-	-	(技術提案書 様式)	質問内容に記載した後、次が空白のページになる。	使用するWordのバージョンや設定等により、改ページ位置や表示が異なる場合があります。体裁を調整の上、指定する頁数を遵守してください。	令和8年8月28日
4	64～75	様式Ⅳ-5～Ⅳ-13	-	-	-	(技術提案書 様式)	同じ様式集で別途記載はダメか。	同様の様式を作成し使用することは差し支えありません。	令和8年8月28日
5	64～75	様式Ⅳ-5～Ⅳ-13	-	-	-	(技術提案書 様式)	ページがうまく記載できない。	使用するWordのバージョンや設定等により、改ページ位置や表示が異なる場合があります。体裁を調整の上、指定する頁数を遵守してください。また、掲載様式への記載が困難な場合、同様の様式を作成し使用することは差し支えありません。	令和8年8月28日
6	13	様式Ⅱ-3	-	-	-	グループ結成届 グループ構成企業連絡先一覧	「グループ構成企業連絡先一覧」において各企業の連絡先を作成するにあたり、建設業許可に関する項目はありますが建設コンサルタント業登録に関する場合は記入不要でしょうか？ もしくは、建設コンサルタント登録と置き換えて、登録番号を記載すれば良いでしょうか？	建設コンサルタント登録番号が記入できるよう様式集を修正しました。	令和8年8月28日
7	20	様式Ⅱ-4	-	-	-	グループ調書	各企業調書作成するにあたり、建設業許可に関する項目はありますが建設コンサルタント業登録に関する場合は記入不要でしょうか？ もしくは、建設コンサルタント登録と置き換えて、登録番号を記載すれば良いでしょうか？	建設コンサルタント登録番号が記入できるよう様式集を修正しました。	令和8年8月28日
8	31	様式Ⅱ-9	-	-	-	工事(業務)実績調書	登記事項証明書は、現在事項全部証明書ではダメでしょうか？ 登記事項証明書は総称との事でご確認願います。	様式集31ページの表の下 1つ目の注書きのとおり、履歴事項全部証明書を提出してください。	令和8年8月28日
9	23	様式Ⅱ-5	-	-	-	各構成企業の関連企業 申告書	入札参加を予定している同グループ内に資本的関係がある企業は様式Ⅱ-5を提出するとの解釈で宜しいでしょうか？	様式集21ページ表の下 上から6番目の注意書き(1)のとおり、資本的関係又は人的関係の有無に関わらず、すべての構成企業が提出してください。	令和8年8月28日
10	21	様式Ⅱ-4	-	-	-	グループ調書 添付書類	福井市税の納税証明書、国税の納税証明書は公告日以降の日付もので原本を添付ですか？写しで可能でしょうか？	様式集21ページ表の下 上から6番目の注意書き(1)のとおり、公告日以後に発行された納税証明書を添付してください。原本または写しのいずれでも可能です。	令和8年8月28日

「様式集」に関する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答	回答公表日
11	23	様式Ⅱ-5	-	-	-	各構成企業の関連企業 申告書	入札参加を検討している同じグループの構成企業の中に、資本・人的関係のある親・子会社が含まれる場合、様式Ⅱ-5は「該当する項目がある」に○付となりますか？ 親会社・子会社それぞれが必要事項を記載して、双方とも提出するとの認識でよろしいでしょうか。 又は、同じグループの構成員企業の中の親・子会社が含まれる場合だと、「いずれも該当なし」との認識になりますでしょうか？ 「他の入札参加者」の定義の確認として、他のグループ(競合)なのか、同じグループなのかの確認です。	本様式は、資本的関係又は人的関係のある「他の入札参加資格者」に関する申告書です。ここでいう「他の入札参加資格者」とは、入札説明書8ページ第2 3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件 を満たす者(グループの場合は、各構成企業及び組員)を指し、同じグループに属するか否かは問いません。 このため、入札参加を検討している同じグループであるか否かにかかわらず、福井市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、資本的関係又は人的関係のある者がいる場合は、「該当する項目がある」に○を付し、必要事項を記入の上、提出してください。該当する者がいない場合は、「いずれも該当無し」に○を付し、提出してください。 また、様式集22ページ表の下 上から6番目の注意書き(1)及び様式集24ページの上から2番目の注意書きのとおり、本様式は、すべての構成企業ごと及び組員ごとに作成し、提出してください。	令和8年9月18日
12	31	様式Ⅱ-9	-	-	-	工事(業務)実績調書	工事实績調書に関し、官民連携事業の受託実績は、 2.管路調査業務 3.人孔鉄蓋更新工事の実績 4. コンサルタント業務 のいずれに記載をすべき内容でしょうか？ 当該業務内容がないため、確認です。	官民連携事業において、受注者として担当した工事(業務)内容に応じて、該当する工事(業務)実績欄に記載してください。 例:管路調査業務及び人孔鉄蓋更新工事を担当した場合は、管路調査業務の実績及び人孔鉄蓋更新工事の実績の両方に記載してください。	令和8年9月18日
13	63	様式Ⅳ-4	-	-	-	有資格者数状況調書	様式Ⅳ-4 に添付する資格証明書等の写しについて、副本における黒塗りの対象範囲をご教示ください。特に、氏名、所属企業名、顔写真、生年月日、資格登録番号及び取得年月日の取扱いをご教示ください。	副本7部においては、氏名、所属企業名、顔写真その他提案者の特定につながる情報を黒塗りしてください。	令和8年10月14日

「基本協定書(案)及び業務契約書(案)」に関する質問回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答	回答公表日
1	統括管理業務 委託契約書 (案)	2	第1条	第4項	-	-	秘密保持義務	第1条第4項と第52条はいずれも秘密保持義務を定めています。両規定の適用関係及び重複して規定する趣旨をご教示ください。	第1条は、契約全般の基本ルールを示すものであり、具体的な秘密保持義務に関する規定は第52条を適用するものとして認識してください。	令和8年10月23日
2	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	2	第1条	第12項	-	-	契約文書の優先順位	契約書、入札説明書、仕様書、技術提案書等の優先順位について、記載の順序で解釈する認識でよいでしょうか。また、技術提案が要求水準を超える場合に技術提案書が優先する範囲をご教示ください。	優先順位は、ご認識のとおりです。 技術提案書が要求水準を超える場合は、その適用範囲について個別に協議します。	令和8年10月23日
3	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	3	第2条	第4項	-	-	電磁的方法	第55条にも電磁的方法に関する規定があります。第2条第4項との適用関係及び双方を規定する趣旨をご教示ください。	第2条及び第55条における電磁的方法の記載に関しては、同様の規定となるため、第2条第4項の記載を削除します。	令和8年10月23日
4	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	3	第4条	第1項	-	-	工程表の提出期限	契約締結後7日以内に全体工程表を提出する規定ですが、契約締結前から作成準備を進めることを想定しているのでしょうか。提出期限の起算日及び必要な記載水準をご教示ください。	受注者においては、必要に応じて契約締結前から全体工程表の作成準備を行うことを想定しています。 全体工程表の提出期限の起算日は、契約締結の翌日とし、契約締結の翌日から起算して7日以内(土・日・祝日を含む。)に提出してください。 また、全体工程表には、業務計画の全体像が把握できるよう、業務ごとの実施時期を示した概略工程を記載して下さい。	令和8年10月23日
5	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	4	第7条	第2項	-	-	成果物の公表	発注者が成果物を受注者の承諾なく自由に公表できる規定について、公表対象となる成果物の範囲及び、営業上・技術上の秘密を含む場合の取扱いをご教示ください。	当該規定の対象は、本業務仕様書に記載する全ての成果物及び提出物となります。 事前に受注者より申請のあった営業上・技術上の秘密を含む情報が含まれる場合は、受注者に公表前に確認します。	令和8年10月23日
6	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	4	第7条	第5項	-	-	プログラム・データベースの利用	「別に定めるところ」とありますが、その定めは本契約書以外のどの資料に規定されていますか。該当資料及び利用条件をご教示ください。	別途資料にて規約を定めていないため、「別に定めるところ」を削除します。	令和8年10月23日
7	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	5	第8条	-	-	-	再委託の可否	本文では本業務の全部又は一部の再委託を禁止する一方、別紙1では一部業務を「可」としています。両者の関係及び統括管理業務で認められる再委託の範囲をご教示ください。	本事業では、業務により再委託の可否が異なります。 統括管理業務については、別紙1のとおり再委託は不可となります。	令和8年10月23日
8	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	7	第14条	第2項	-	-	共同企業体協定との関係	本業務の遂行内容を共同企業体協定に委ねる規定ですが、発注者が当事者でない協定の変更が契約履行に影響しないよう、契約上確定すべき業務分担及び責任範囲をご教示ください。	本業務の遂行内容は本契約や関係資料によって規定されます。共同企業体協定に委ねているのは、あくまで受注者内での役割分担にすぎないため、懸念事項はないと考えています。	令和8年10月23日
9	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	7	第15条の2	第2項第3号	-	-	業務委託料の減額	業務不履行が解消されるまでの期間に対応する減額について、減額対象額、算定方法、起算日及び終了日の考え方をご教示ください。	不履行となった業務内容や解消されるまでの期間等が異なることから、都度協議により対応を決定します。	令和8年10月23日

「基本協定書(案)及び業務契約書(案)」に関する質問回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答	回答公表日
10	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	7	第15条の2	第3項	-	-	発注者責任時の費用・ 損害	業務不履行が発注者の責めに帰すべき場合でも費用及び損害の負担は協議事項となっています。発注者負担となる範囲及び算定方法をご教示ください。	発注者の責めに帰す場合においても、不履行となった業務内容や解消されるまでの期間が異なることから、都度協議により対応を決定します。	令和8年10月23日
11	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	7	第16条	第1項	-	-	貸与品等の範囲	「過去に行った調査、計画等の成果品」とは、福井市が保有する既往成果品を指す認識でよいでしょうか。貸与予定資料の種類、形式及び貸与時期をご教示ください。	本市のみに関わらず、本業務の遂行において必要となる過去業務の成果については、業務の進捗に応じて必要な時期にその都度貸与します。なお、貸与品の種類及び形式は、貸与品の内容に応じます。	令和8年10月23日
12	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	8	第16条	第3項	-	-	貸与品等の管理義務	「高い専門性と倫理観を持つ管理者の注意」の具体的な基準が明確でないため、一般的な善良な管理者の注意義務との違い及び求める管理水準をご教示ください。	両者は同じ趣旨を示すものであり、異なる管理水準をを求めるものではありません。	令和8年10月23日
13	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	8	第17条	-	-	-	発注者起因時の変更・ 補償	不適合が発注者の責めに帰すべき事由による場合、履行期間・業務委託料の変更及び損害への対応が「必要があると認めるとき」とされています。発注者起因の場合の変更・費用負担・損害補償の基準をご教示ください。	変更・費用負担等の必要性は、変更に伴う作業量や全体工程への影響等を踏まえ、協議により対応を決定します。	令和8年10月23日
14	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	9	第18条	第5項	-	-	条件変更時の補償	設計図書の訂正又は変更により受注者に増加費用又は損害が生じた場合、業務委託料の変更と損害補償をそれぞれどのように取り扱うかご教示ください。	設計図書の変更または訂正があった場合は、事実確認を行い、協議により取り扱いを決定します。	令和8年10月23日
15	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	9	第19条	-	-	-	設計図書等の変更時の 補償	発注者による設計図書等の変更で受注者に増加費用又は損害が生じた場合、業務委託料の変更と損害補償をそれぞれどのように取り扱うかご教示ください。	変更の内容等を確認のうえ、受注者に増加費用が生じた場合は、業務委託料の変更での対応を考えています。損害が発生した場合の取扱いについては、個別の事案に応じて判断します。	令和8年10月23日
16	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	10	第25条	第2項	-	-	賃金・物価変動	変動前残業務委託料の1000分の15以内の増減分は、変更請求者側が負担する条件との理解でよいでしょうか。算定に用いる物価指数及び算定方法もご教示ください。	1000分の15以内の増減分に関する考え方は、ご認識のとおりです。物価指数及び算定方法は、福井市公共工事におけるスライド条項の運用に準じて取り扱います。	令和8年10月23日
17	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	12	第29条	第4項	-	-	不可抗力による損害負担	不可抗力による損害合計額のうち業務委託料の100分の1までは受注者負担との理解でよいでしょうか。対象損害及び累積計算の方法をご教示ください。	受注者負担額の考え方は、ご認識のとおりです。対象損害の額は同条第5項に基づき、損害合計額は第6項に基づき算定を行います。	令和8年10月23日
18	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	13	第30条	第1項	-	-	設計図書変更による代替	業務委託料の変更又は費用負担に代えて設計図書を変更する場合、既に受注者が負担した費用又は被った損害は対象外とし、変更により実際に負担が軽減される範囲に限るとの理解でよいでしょうか。	負担が減る場合だけでなく、負担が増加する場合も含め、個別の事案ごとに協議します。	令和8年10月23日
19	統括管理業務 委 託 契 約 書 (案)	13	第32条	第1項	-	-	支払方法	統括管理業務の業務委託料は、四半期ごとの均等払いで確定との理解でよいでしょうか。出来高又は履行状況による調整の有無もご教示ください。	ご認識のとおり、出来高又は履行状況によらず、四半期ごとの均等払いとなります。	令和8年10月23日

「基本協定書(案)及び業務契約書(案)」に関する質問回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答	回答公表日
20	統括管理業務委託契約書(案)	14	第32条	第4項	-	-	遅延日数の定義	第32条第4項の「遅延日数」を第49条及び第50条にも共通して適用すると、履行遅延及び支払遅延の意味と整合しないように見受けられます。各条における遅延日数の定義をご教示ください。	当条文における遅延日数は、検査を前提としたものとなっており「期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数」を示します。	令和8年10月23日
21	統括管理業務委託契約書(案)	14	第33条	第2項	-	-	注意義務の基準	成果物使用時の「善良な管理者の注意」と、第16条第3項の「高い専門性と倫理観を持つ管理者の注意」との違いをご教示ください。	両者は同じ趣旨を示すものであり、異なる注意義務を定めるものではありません。	令和8年10月23日
22	統括管理業務委託契約書(案)	14	第34条	-	-	-	部分引渡し	統括管理業務は四半期ごとの均等払いとされていますが、部分引渡しを行う具体的な成果物及び想定場面、部分引渡し時の精算方法をご教示ください。	統括管理業務における部分引渡しの具体的な成果物としては、管路台帳管理業務において入力または更新したデータ等を想定しています。具体的な場面としては、市が発注した他の個別業務において当該データを利用する必要が生じた場合等を想定しています。精算方法は、四半期ごととなります。	令和8年10月23日
23	統括管理業務委託契約書(案)	14	第35条	-	-	-	第三者による代理受領	第三者による代理受領は、代表企業以外の構成企業による受領を想定した規定でしょうか。想定する第三者の範囲及び承諾手続をご教示ください。	代理受領者は、ご認識のとおり代表企業以外の構成企業を想定しています。同条第2項の記載のとおり支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨を明記してください。	令和8年10月23日
24	統括管理業務委託契約書(案)	20	第49条	第5項	-	-	履行遅延日数	損害賠償額の算定に用いる「遅延日数」は、履行期間満了日の翌日から実際の履行完了日までの日数との理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。	令和8年10月23日
25	統括管理業務委託契約書(案)	21	第50条	第2項	-	-	支払遅延日数	遅延利息の算定に用いる「遅延日数」は、支払期限の翌日から実際の支払日までの日数との理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。	令和8年10月23日
26	統括管理業務委託契約書(案)	21	第51条	第1項	-	-	契約不適合責任期間	統括管理業務の成果物に係る契約不適合責任期間を引渡し後3年とする趣旨及び対象となる成果物の範囲をご教示ください。	契約不適合責任期間は、本市の一般業務委託における契約条項に準拠しています。対象となる成果物は、本業務仕様書に記載する全ての成果物及び提出物となります。	令和8年10月23日
27	統括管理業務委託契約書(案)	22	第54条	第1項	-	-	保険加入	賠償責任保険及び法定外労災保険について、必要な補償内容、保険金額、対象業務、加入時期及び証券等の提出期限をご教示ください。	賠償責任保険及び法定外労災保険については、本業務の履行にあたり必要となる補償内容を備えた保険に加入するものとし、具体的な補償内容及び保険金額については、受注者の責任において適切に設定してください。対象業務は本契約に基づき実施する全ての業務とします。また、基本協定締結後直ちに保険等の契約を締結し、その証券等の写しを発注者に提出してください。	令和8年10月23日

「基本協定書(案)及び業務契約書(案)」に関する質問回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答	回答公表日
28	基本協定書(案)	3	第2条	第2項	-	-	文書の優先順位	本協定、入札説明書、仕様書及び技術提案書の優先順位について、技術提案書の内容が入札説明書等で示された水準を超える部分は、落札者の技術提案書が優先されとの理解でよいでしょうか。各文書の作成主体及び先後関係も含め、優先関係をご教示ください。	文書の優先順位は、記載の順序となります。技術提案書が要求水準を超える場合は、その適用範囲について個別に協議します。	令和8年10月23日
29	基本協定書(案)	3	第4条	-	-	-	履行期間の表現	「本事業の履行期間は本契約に基づいて締結する予定のとおり」とありますが、「予定」とする趣旨をご教示ください。確定した履行期間を示す趣旨であれば、表現を明確化いただけないでしょうか。	「令和9年4月1日から令和11年3月31日まで」と明確に表現します。	令和8年10月23日
30	基本協定書(案)	3	第4条	ただし書	-	-	変更対象の明確化	「当該事業日程」が指す対象は、履行期間そのものか、履行期間中の個別の事業日程かをご教示ください。変更対象が明確となるよう、用語を整理いただけないでしょうか。	履行期間そのものを指します。	令和8年10月23日
31	基本協定書(案)	3	第5条	-	-	-	条文構成	第5条第2号から第4号の内容は、第8条から第10条の各業務に関する規定へ整理し、第5条は代表企業の役割を定める条文とする方が明確ではないでしょうか。条文構成の考え方をご教示ください。	原案どおりとします。	令和8年10月23日
32	基本協定書(案)	3	第5条	第2号	-	-	統括責任者の雇用関係	統括責任者を「代表企業の正規の職員」とする場合の「正規の職員」の定義及び求める雇用関係をご教示ください。例えば、代表企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を求める趣旨でしょうか。	「正規の職員」とは、代表企業と、入札参加資格確認申請書の提出日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を示します。	令和8年10月23日
33	基本協定書(案)	4	第6条	-	-	-	本契約締結規定の重複	第1条で3本の業務委託契約を「本契約」と定義し、第12条にも本契約の締結に関する規定があります。第6条を個別列挙する必要性及び第1条・第12条との関係をご教示ください。	第1条は本契約の目的、第12条は締結に向けた手続き、第6条は締結する契約を示すものとなっております。	令和8年10月23日
34	基本協定書(案)	4	第7条	第1項・第2項	-	-	引継ぎの費用・責任	現受注者から引継ぎを受ける場合と、次期受注者へ引き継ぐ場合のいずれも、受注者の全責任・全負担となる趣旨でしょうか。実際の費用及び責任の分担を明確にご教示ください。	引継ぎに関わる準備・負担及び業務の引継ぎは、受注者での対応となります。引継ぎ先との調整等については、発注者が支援します。	令和8年10月23日
35	基本協定書(案)	4	第7条	第2項・第3項	-	-	引継事項の内容・形式	「引継事項」とは具体的にどのような事項を指すでしょうか。また、「交付」する媒体は書面又は電子データのいずれを想定しているか、必要な様式・内容と併せてご教示ください。	「引継事項」とは、本業務開始前に発注者から引継ぎを受けた内容・マニュアル等に加え、業務期間中の対応を踏まえたマニュアルの更新版や次期事業の要求水準の設定の参考となる維持管理情報(陥没件数、管路のつまり状況等)等が考えられます。交付する媒体は、内容に応じて書面及び電子データを想定しております。必要な様式及び内容については、発注者との協議によるものとします。	令和8年10月23日

「基本協定書(案)及び業務契約書(案)」に関する質問回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答	回答公表日
36	基本協定書(案)	5～7	第12条	第3項	-	-	解除・違約金事由の整理	第12条第3項各号のうち、談合等に関する事由、反社会的勢力の排除に関する事由及び営業停止等の事由は性質が異なると考えられます。入札手続に関する事由と、それ以外の契約不適格事由を分けて規定する考えはないでしょうか。	原案どおりとします。	令和8年10月23日
37	基本協定書(案)	7	第12条	第4項	-	-	協力義務の時期・必要性	「本協定締結後も、本事業の遂行のために協力する」とありますが、「本契約締結後も」とする趣旨でしょうか。また、「本契約の締結等」の条文に本項を置く必要性及び適用期間をご教示ください。	本契約の円滑な締結に向け協力することが主旨となります。よって、以下のとおり修正します。 「本協定締結後も、円滑な本契約の締結に向け協力するものとする。」	令和8年10月23日

「その他の資料」に関する質問回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答	回答公表日
1	日常的維持管理業務設計書	6,7	汚泥処分業務	汚泥処分業務	土砂処分工	-	-	汚泥処分量の増、処分費の高騰に対して協議により当初の委託契約金額へ変更増額は可能ですか？	日常的維持管理業務契約書の規定に基づき、発注者及び受注者で協議の上、判断します。 該当条項 ・日常的維持管理業務契約書 第24条、第30条及び第31条	令和8年8月28日
2	日常的維持管理業務設計書	-	-	-	-	-	-	「水替工」の運転日数について必要な数量等について可能な範囲でご教示願いたい。	内訳明細書において水替工の数量が未記載となっていたため、閲覧用設計書を修正しました。	令和8年10月14日
3	日常的維持管理業務設計書	263	設計書⑧	-	-	-	設計書⑧ 本管補修第8号代価	設計書⑧の第8号明細の代価表が添付されていません。代価表のご提示をお願いしたい。	代価表番号に誤りがあったため、閲覧用設計書を修正しました。	令和8年10月14日